

農業被害防止対策支援事業費補助金（直接補助用） 交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、令和8年7月に特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」が県内農地で初めて確認されたことを受け、モモ等の果樹栽培への被害の発生及び拡大を防止するため、緊急的に実施する農業被害防止対策支援事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者、補助対象経費及び補助率等）

第2条 補助対象者は、県内農地における、モモ、スモモ、ネクタリン、オウトウ、ウメ等のクビアカツヤカミキリが加害するバラ科サクラ属の果樹園地において、原則として農業被害防止対策支援事業費補助金（農協等団体用）の事業実施主体以外から農薬を購入し、散布する農業者等とする。

2 補助対象経費及び補助率等は別表のとおりとする。

（補助金の交付申請及び実績報告書）

第3条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、別表に定める事業を完了した後、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に関係書類を添えて、令和8年8月31日までに知事に提出するものとする。

2 補助対象者は、前項の申請書兼実績報告書を提出するに当たり、消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除されている事業者（以下「免税事業者」という。）である場合を除き、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、同法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請及び報告しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第4条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、当該申請及び報告の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適当であり、かつ、その実績が補助金の交付の目的及び条件に適合すると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、交付決定兼額確定通知書（様式第2号）により当該補助対象者に通知するものとする。

2 知事は、前条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して申請及び報告がなされた場合は、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定及び額の確定を行うものとする。

（申請の補正が行われない場合等の取扱い）

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けるために必要な事項について、知事から補正を求められたときは、知事が定める期間内に当該補正を行わなければならない。

2 知事は、交付決定を受けた補助対象者が、正当な理由なく前項の期間内に補正を行わず、当該補助対象者の責めに帰すべき事由により補助金を交付することができないときは、補助金の交付決定の全

部又は一部を取り消すことができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第6条 知事は、交付決定を受けた補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 補助対象者の要件に該当しないことが明らかとなったとき
- 二 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- 三 この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき

2 知事は、前項の規定による取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第7条 交付決定を受けた補助対象者は、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が生じた場合は、消費税等仕入控除税額報告書（様式第3号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第8条 交付決定を受けた補助対象者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年7月15日以後に補助対象者が購入した指定薬剤に係る事業について適用する。
- 3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

別 表

補助対象経費	補助率
クビアカツヤカミキリの成虫の緊急防除を目的として、補助対象者が令和 8 年 7 月 15 日から同年 8 月 20 日までの期間に、購入し、散布する指定薬剤の購入に要する経費。 ただし、緊急的な防除のため、補助対象者が令和 8 年 7 月 15 日より前に購入した薬剤を使用した場合、当該薬剤を令和 8 年 8 月 20 日までの間に補充購入するために要する経費も対象とする。 指定薬剤：クビアカツヤカミキリに登録のある薬剤 ※散布時には指定薬剤同士を混用して使用しないこと ※展着剤は対象外 補助対象薬剤量：散布対象面積、10 アール当たり 500 リットルの散布量及び当該薬剤の希釈倍率に基づき算定した数量を上限とし、当該上限数量と実際に使用した数量のいずれか少ない数量とする。 ※10 アール当たり 500 リットルの散布量は、防除暦（JA グループ山梨編）による 対象樹種：モモ、スモモ、ネクタリン、オウトウ、ウメ等のバラ科サクラ属の果樹（枯死樹は対象外）	10／10

(様式第1号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者) 郵便番号 〒

住 所

氏名又は法人名

印

代表者職氏名 (法人の場合)

電話番号

E - m a i l

令和8年度農業被害防止対策支援事業費補助金 (直接補助用)
交付申請書兼実績報告書

このことについて、農業被害防止対策支援事業費補助金 (直接補助用) 交付要綱第3条の規定により、補助金の交付を申請するとともに、その実績を報告します。

1 補助対象経費及び補助金交付申請額

購入額 (税込) _____ 円 ①

補助対象経費 (薬剤量上限適用後・税込) _____ 円 ②

②のうち消費税等相当額 _____ 円 ③

申請時に減額する消費税等仕入控除税額 _____ 円 ④

補助金交付申請額及び実績報告額 _____ 円 (②-④)

消費税等の取扱い (いずれかに○)

ア 免税事業者である

イ 免税事業者ではなく、仕入控除税額が明らかである

ウ 免税事業者ではなく、仕入控除税額が明らかでない

※ア・ウは④を0円とし、その後仕入控除税額が生じた場合は報告・返還すること。

※審査の結果、②の額が交付要綱別表に定める上限に基づき算定した額を超える場合は、申請額及び実績報告額の補正を求めることがあります。

2 支払いの方法 口座振替

金融機関名 _____ 支店 (支所) 名 _____

預金種別 (当 座 ・ 普 通)

口座番号 _____

(ふりがな)

口座名 _____

3 申請内容に関する連絡先 (申請者と同じ場合は記載不要)

郵便番号 〒

住 所

氏名又は法人名

代表者職氏名 (法人の場合)

連絡先 TEL

E-mail

4 事業完了日 令和8年 月 日

5 誓約事項及び確認事項

次のとおり相違ないことを確認の上、各項目の確認欄へ「○印」を記載してください。
7以外の項目に○を入れないと申請できません。

No	誓約事項及び確認事項	確認
1	本補助金の補助対象者の要件を満たしています。	
2	本補助金の申請にあたり、山梨県に提出した本補助金の関係書類、及び通帳その他の提出書類等に記載の事項に虚偽はありません。	
3	申請した指定薬剤を県内農地の対象果樹に適正に使用しました。	
4	暴力団（※）でなく、また、役員等が暴力団員（※）や暴力団員と密接な関係を有する者ではなく、当事業の経営に暴力団や暴力団員が実質的に関与していません。 かつ、将来にわたっても本項に該当しません。 ※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。	
5	山梨県から申請書類の内容に関して検査や報告の求めがあった場合は、これに応じます。	
6	以下の場合には速やかに申請の取り下げ、補助金の返還に応じます。 ① 虚偽の申請が判明した場合 ② 誤った申請と交付がされていた事が判明した場合 ③ 誓約事項が順守されなかった場合	
7	【該当者のみ○が必要】 今回の申請とは異なる補助対象経費を、農協等にも申請している。 ※申請書提出先（ ） ※同一の補助対象経費は重複申請できません。	

6 添付書類

○（別添様式1）申請額内訳書

○購入者氏名、薬剤名、規格（容量）、購入個数が明記されている購入明細書（領収書）

○振込先金融機関の口座が確認できる通帳の写し等

（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人等が記載されていること）

※その他、申請書類の審査において、県から上記以外の書類の提出を求めたり、関係機関に照会を行ったりする場合があります。

（注）本様式における押印は省略しても差し支えない

(別添様式1) 申請額内訳書

氏名

住所

電話番号

散布対象面積	モモ	a	スモモ	a
	ネクタリン	a	オウトウ	a
	ウメ	a	その他 ()	a

散布実績

※散布量目安500L/10a

月日	品目	面積 (a)	薬剤名	倍率	散布量(L)
/					
/					
/					
/					
/					

購入実績

※購入明細書に必要事項の記載があれば記入不要

月日	薬剤名	規格	購入個数	備考
/				
/				
/				
/				

※ほ場の正しい面積を確認するため関係機関に照会することがあります

上記の内容に間違いありません 氏名 印

(注) 本様式における押印は省略しても差し支えない

(様式第 2 号)

第 号
令和 年 月 日

申請者 殿

山梨県知事 印

令和 8 年度農業被害防止対策支援事業費補助金（直接補助用）
交付決定兼額確定通知書

令和 年 月 日付けで申請及び報告のあったこのことについて、農業被害防止対策支援事業費補助金（直接補助用）交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり交付の決定をするとともに、交付すべき補助金の額を確定したので通知します。

- 1 補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助金の交付決定額及び額確定額 円

- 2 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 3 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

申請者 氏名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農業被害防止対策支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第7条第1項の規定により報告します。

- 1 補助金の額の確定額
金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額
金 円

- (注) 1 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。
2 本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

(注) 本様式における押印は省略しても差し支えない